相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上野毛二丁目一〇四番地、最後の住所東京都杉並区永福一丁目七番七九号黒田方　被相続人　亡　小木田喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

事務所東京都千代田区紀尾井町三―一二紀尾井町ビル八階八〇二B号室弁護士法人一番町綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神崎　浩昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市山室一二五番地二一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大森　正伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

富山県富山市堀端町一番一二号富山中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　水谷　敏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市松尾町四丁目二七番地、最後の住所長野県飯田市常盤町三七番地

被相続人　亡　三ツ橋とし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

長野県飯田市八幡町四七二番地二ヰポック二一ビル三Fミナミ

相続財産管理人　弁護士　村松　将太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市大谷町二六番、最後の住所京都市左京区岩倉中町三五八番地ハイツ独歩館二〇一号　被相続人　亡　伊藤　辰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

京都市下京区四条通新町東入月鉾町六二住友生命京都ビル八階

相続財産管理人　弁護士　吉川　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県勝田郡勝央町小矢田五九六番地、最後の住所京都市北区平野宮敷町五番地ゆたか荘一階五号室　被相続人　亡　下山　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町七三五番地一　京阪京都ビル四階　弁護士法人みお京都駅前事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍堺市堺区旭ヶ丘北町二丁七五番地、最後の住所堺市堺区神石市之町二五番四号

被相続人　亡　中　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

大阪市中央区難波三丁目七番一一号GP・GATEビル七階

相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区沢之町一丁目二五番地、最後の住所大阪府松原市田井城二丁目二番二―七二八号　被相続人　亡　大山　好文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区大字折尾一五六七番地、最後の住所福岡県北九州市八幡東区前田二丁目一五番八号

被相続人　亡　勝原　八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

福岡県北九州市八幡西区南鷹見町一五番二〇号　折尾ロイヤルビル四階　おりお総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾﨑　英弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市若草町四八五番地、最後の住所佐賀県唐津市元旗町六〇三番地六

被相続人　亡　野口　正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十二日

佐賀県唐津市坊主町四四七番地七

相続財産管理人　宮原　貞喜

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年十一月二十二日

一、墳墓等所在地　山口県山口市吉敷中東四丁目二九一七番地

一、墳墓等の名称　経塚墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、墳墓等の法名及び墓地番号　釈●貞信士・釈妙吟信女（一）　釈妙秋信女（二）　釈秋音霊・釈妙音霊（三）　不詳（四）　不詳（五）　釈清春妙浄信尼（六）　釈智山恵浄信士（七）　六道四生供養塔（八）　釈妙曜信女（九）

一、改葬を行おうとする者　山口県山口市吉敷下東四丁目一八番七号　経塚墓地管理組合　組合長　永田　瑛

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年11月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①安藤建設株式会社　②国土交通大臣(12)1392　③代表取締役　野村俊明　④東京都港区芝浦三丁目12番８号　⑤5000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区赤坂六丁目１番20号　株式会社安藤・間　代表取締役　野村俊明

①株式会社山佐　②東京都知事(1)93646　③代表取締役　佐々木純二郎　④東京都港区浜松町二丁目３番30号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区浜松町二丁目３番30号　株式会社山佐　代表取締役　佐々木純二郎